鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月20日

鳥取市長 深 澤 義 彦

## 鳥取市条例第39号

鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する条例の一部を改正する条例

鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 (平成27年鳥取市条例第39号)の一部を次のように改正する。

> 障害者特別医療費助成に関 する事務であって規則で定 めるもの 生活保護関係情報であって規 で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規 て定めるもの

別表第2の6の部中

障害者特別医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの

住民票関係情報であって規則で 定めるもの

地方税関係情報であって規則で 定めるもの

生活保護関係情報であって規則

で定めるもの

外国人生活保護関係情報であっ て規則で定めるもの

中国残留邦人等の円滑な帰国の 促進並びに永住帰国した中国残 留邦人等及び特定配偶者の自立 の支援に関する法律(平成6年法 律第30号)による支援給付又は 配偶者支援金に関する情報(以下 「中国残留邦人等支援給付関係 情報」という。)であって規則で 定めるもの

に改

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和26年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの

」 め、同表の7の部特定疾病特別医療費助成に関する事務であって規則で定めるものの 款地方税関係情報であって規則で定めるものの項を削り、同款中「中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に 関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金に関する情報 (以下「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。)」を「中国残留邦人等支援給付 関係情報」に改め、同表中26の部を27の部とし、18の部から25の部までを1

で 則 を つ 部ずつ繰り下げ、17の部の次に次のように加える。

1 8	市長	鳥取市税条例による個人住民	障害者関係情報であって規則
		税の障害者控除の適用に関す	で定めるもの
		る事務であって規則で定める	
		もの	

附則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、別表第2の6の部の改正規定及び同表の7の部の改正規定(「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。)」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改める部分に限る。)は、同年4月1日から施行する。